

ケアハウス ファミール境

管理規定

この規定は、ケアハウス入居契約書（以下「入居契約書」という。）第5条（管理規程）に基づき定められたもので、ケアハウスファミール境（以下甲という。）及び入居者がその適用を受ける。（以下乙という。）

（目 的）

第 1 条 この規定は、当施設の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、入居者の生活の安定並びに生活の充実を図ることを目的とする。

（管理運営方針）

第 2 条 当施設の管理運営については、ケアハウスが居宅であることをふまえて、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく、心豊かに生活できるよう、配慮していくものとする。

（定 員）

第 3 条 当施設の定員は15名とする。

（利用資格）

第 4 条 以下の条件のうち一つを満たせば、当施設を利用することができるものとする。

- （1）年齢は原則として60歳以上であること。ただし、夫婦の場合はいずれか一方が歳以上であれば差し支えない。
- （2）自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するためには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者。
- （3）伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、かつ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者。
- （4）各種サービスを利用することにより、自立した日常生活が送れる者。
- （5）生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、利用料が負担できる者。

（職員及び職務）

第 5 条 甲は、国の定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」に示された所定の職員を配置し、職員は、当施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

（入 居）

第 6 条 入居を希望するものは、次に掲げる書類を設置者に提出しなければならない。

- （1）入居申込書
- （2）住民票

- (3) 所得証明書
- (4) 身元保証人届
- (5) 健康診断書
- (6) 返還金受取人届

- 2 設置者は、入居申込者の入居の可否について判断をし、居室に空きができた日から10日以内に入居の可否について連絡するものとする。
- 3 入居にあたっては、入居申込者及び身元保証人、返還金受取人と園長とが入居契約書をもって入居契約を取り交わすものとし、また、契約書に付随して、本管理規定についても詳細を入居申込者に説明するものとする。

(利用料)

- 第7条 入居者は、利用料として別表に定める月額利用料を、翌月分として、毎月10日までに甲の指定する方法で支払うものとする。
- 2 入居又は退居にともなって、1か月に満たない期間利用した場合の利用料は、日割り計算によって清算するものとする。
 - 3 利用料の支払い方法は、自動引き落とし、振込み、現金による支払のいずれかとし、入居時にその方法を園長と入居者で決定するものとする。
 - 4 事務費の減額を希望する者は、入居時及び翌年度以降1回、入居者自身の収入等に関する挙証資料を添付し、園長に対して申請を行うものとする。

(専用居室)

- 第8条 居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行うものとする。(家族等の協力を得ても良い) また、居室のゴミ・廃棄物については、入居者が定められた場所まで運搬することを原則とする。
- 2 居室において、練炭、火鉢、石油ストーブ、電気ストーブ等火気類の使用を安全面から禁ずる。

(共用施設・設備)

- 第9条 共用施設・設備の利用時間や生活ルールなどは、園長と運営懇談会との間で協議のうえ決定するものとする。
- 2 入居者は、共用施設・設備等、専用居室以外の決められた場所に私物を置いてはならない。
 - 3 共用施設・設備等の清掃、維持管理は施設職員が行うものとする。

(相談、助言)

- 第10条 施設職員は、入居者から生活全般の諸問題についてそうだんをうけた場合は、誠意を持って対応し、適切な助言を行う。また、必要に応じて各種サービス等との十分な連携を図り、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

(食事の提供)

- 第11条 施設は、入居者に対して毎日、栄養士の献立による栄養バランスを考慮した、高齢者の健康に配慮した食事を3食提供するものとする。
- 2 食事の時間は次の通りとする。但し、季節により変更することもある。
- | | |
|----|---------|
| 朝食 | 7時15分～ |
| 昼食 | 11時50分～ |
| 夕食 | 17時05分～ |
- 3 予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくても良いものとする。
- 4 食事の場所は原則として食堂とする。但し、入居者が自分で運搬を行うか自分の管理のもとに運搬をし、かつ原則として前項に掲げる食事時間内に、食器を返却する場合は、居室で食事をとることは差し支えない。
- 5 毎週の予定メニューを前週末までに明示するものとする。

(入浴準備)

- 第12条 入浴は隔日以上とし、施設職員が入浴の準備を行う。
- 2 入浴の時間は、12時から16時までとする。
- 3 入浴に際しては、他の入居者も利用することを考え清潔の維持に留意する。
- 4 入浴に際しては、共同入浴が原則であるが、入浴者同士で順番を決めても良い。
- 5 入居者は、伝染性の疾患等の疑いがある場合は、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとする。

(緊急時の対応)

- 第13条 入居者は、身体状況の急激な変化等で、緊急に職員の対応を必要とする状態になったときは、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。
- 2 職員はナースコール等で入居者から緊急の対応の要請があったときは、速やかに適切な対応を行う。
- 3 入居者が、予め近親者緊急連絡先を届けている場合は、医療機関へ連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。

(在宅サービス等の利用)

- 第14条 施設は、入居者が、身体状況の変化等によって日常生活上の援助を必要とする状態になった場合は、ホームヘルプサービス等の在宅サービスを利用できるよう、連絡等の必要な対応を行うものとする。
- 2 前項の場合、利用はあくまで入居者自身の判断で行うものとし、利用についての責任は負わない。
- 3 第1項に伴う費用は乙の負担とする。

（自主活動への協力）

第15条 入居者は、施設の共有設備を使って自由に趣味教養活動や自主的なクラブ活動、行事等を行うことができるものとする。

2 前項の場合、必要な費用は参加者が負担する。

3 第1項に関して、施設職員は自主活動の趣旨を損なわない範囲で助言や援助を行うことができる。

（保健衛生）

第16条 入居者の定期健康診断は年1回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとする。（実費）

2 入居者の健康保持にあたり、高齢者特有の疾病防止に努めるものとする。

3 入居者に対し随時保健衛生知識の普及、指導を行うものとする。

（外泊）

第17条 外泊するときは、事前に宿泊先及び帰着予定日等を園長に届け出るものとする。

（部外者の利用）

第18条 外来客を宿泊させるときは、予め園長に届け出るものとする。

2 一時的な疾病による看護又は介護が必要となったために、近親者等を居室に宿泊させる場合は、原則として園長に届け出るものとし、園長と入居者との相談のうえその期間を定める。

3 希望する日の7日前までに園長に届け出れば、外来客に対しても食事を提供するものとする。但し、実費として別途定める食事代を負担する。

（災害、非常時への対応）

第19条 消火設備、非常放送用設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けると共に、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画をたて、入居者も参加した訓練を年2回以上実施するものとする。

2 入居者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気付いたときは、ナースコール等最も適切な方法で、施設職員まで、事態の発生を知らせる。

（小動物の飼育）

第20条 入居者は、施設の許可を受けた場合、専用居室において小鳥、魚類等以外の飼育をすることができる。但し、許可を受けた場合であっても、他の入居者の迷惑となる場合は許可を取り消す。

（政治・宗教活動の禁止）

第21条 当施設は、一切の政治的活動及び宗教活動を行わない。

2 入居者は専用居室以外場で、一切の政治的活動及び宗教活動をしてはならない。また、他の入居者にそれらの活動への参加を強要してはならない。

(入居者心得)

第 2 2 条 施設は、別に定める入居者が守るべき入居者心得を入居者に配布し、その趣旨を十分に周知徹底しなければならない。

2 バルコニー

バルコニーは他の入居者のプライバシーに十分注意して利用すること。

3 テレビ・ラジオ等音響機器の利用

テレビ・ラジオ等音響機器の夜間における利用は、他の入居者の迷惑にならないようボリュームを落として利用すること。

4 園長の許可を得て行った部屋の模様替えなどについては、退去時に原状に復するものとする。この時の必要な費用は乙が負担するものとする。

(運営懇談会)

第 2 3 条 ケアハウス入居契約書第 4 条 (運営懇談会) に基づき運営懇談会を設置することができる。

2 運営懇談会の設置、運営については、別に定めるケアハウスファミリー境運営懇談会細則によるものとする。

(改正の手続き)

第 2 4 条 この規定を改正、廃止しようとするときは、運営懇談会の意見を聞くものとする。

付則

- 1 この規定は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規定は、平成 1 4 年 4 月 1 日から一部改正する。
- 3 この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する